

質問への回答

質問事項	回答
<p>○企画提案募集要項</p> <p>3 応募資格及び失格事由に関する事項</p> <p>エ 1年以上引き続き業として本提案に付する契約に係る業務を営んでいること。</p> <p>・応募資格について</p> <p>「業として」とは定款上の目的に「障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業」などを記されているればよろしいか。また、厚生労働省から「障害者雇用相談援助事業」事業主認定を受けている場合は応募資格ありとみなされるか。</p>	<p>「1年以上引き続き業として本提案に付する契約に係る業務を営んでいること。」とは、令和7年度障がい者雇用啓発事業業務委託基本仕様書に記載されているような障がい者雇用に関係する業務を1年以上営んだ実績があるかどうかを応募資格の判断材料とすることを想定しております。</p>